

まちづくり・かわら版

平間・東地区のまちづくり情報誌



No.27
平成17年8月26日

編集・発行
施行者：長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)

仮換地案の供覧

期間 平成17年9月5日(月)～平成17年9月18日(日)
(※ 期間中は、土曜日・日曜日も閲覧できます。)

時間 午前8時45分 から 午後5時30分まで

場所 東長崎土地区画整理事務所2階会議室
(裏面案内図をご覧ください。)

残暑の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、仮換地案の供覧につきましては、第1回目を平成15年11月27日から12月10日まで、第2回目を平成16年7月30日から8月12日まで、それぞれ実施したところです。

今回の供覧は、前回、皆様から提出していただきました要望書をもとに調整・整理作業を行っておりましたが、一定の作業が整い、土地評価員の意見を伺ったうえで、審議会の同意を得まして仮換地案が決まりましたので、上記の日程で行います。要望の調整により、要望書を提出されていない方でも前回とは異なる案が示されている場合がありますので**必ず**供覧にはお越しく下さい。(期間を設けての供覧は、今回で終了しますが、権利者の方であれば供覧期間終了後もご覧になれます。)

なお、期間中「要望書」の提出はできますが、その処理につきましては今後は個別に調整・整理を行っていきます。

昨年12月に発行しました「まちづくりかわら版No.26」において、ご要望をいただいた方には後日、個別にご回答するようにご連絡をしておりましたが、今回の供覧時に、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

！ 供覧をされる時の注意事項

- ・ 仮換地案は複写(コピー)したり、写真撮影することはできません。
- ・ 仮換地案を供覧場所から持ち出すことはできません。
- ・ 時間帯によっては混雑が予想されるため一人当たりの供覧時間を15分程度(個別説明においては30分程度)でお願いする場合がございますのでご了承ください。
- ・ 供覧場所の駐車場はご利用いただけますが、混雑が予想されるため、できる限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

権利が変動した場合は届出を！

平間・東地区土地区画整理事業区域内の土地の権利が変動(売買や相続など)した場合や住所・氏名などに変更があった場合は、東長崎土地区画整理事務所へ届け出てください。

届出に必要な用紙は事務所に備えています。

届出のない場合は、新しい権利者へ「まちづくりかわら版」などが届かないことがあります。今後、重要な連絡もありますので、ご協力をお願いします。



ご不明な点やその他ご質問等がございましたら、下記担当者までお気軽にお問い合わせください。今後とも、平間・東地区土地区画整理事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。



編集・発行 施行者：長崎市（東長崎土地区画整理事務所）

〒851-0133

長崎市矢上町247番地の5
担当 換地係 濱崎高、宮野

お気軽にご相談ください。
電話 095(839)5381
FAX 095(837)1046

案内図

